学生と企業が協働するまち、富士市の実現に向けて

# 大学生ワークシェアで企業コンサルティング

▲詳しくはこちら

問合せ　シティプロモーション課　移住定住推進室
☎0545-55-2930　FAX0545-51-1456　Eメールkurasu@div.city.fuji.shizuoka.jp

大学がない富士市では、18～22歳の若者が大学進学を機に市外へ転出してしまい、大学生が在学中に市内で活動したり、市内企業との接点を持ったりする機会が少なくなっています。富士市がこれからも発展し続けるためには、若者の意見や活力を地域に生かすことが大切です。

大学生が集まって学び、活動することができる富士市を目指して、令和5年度から実施している取組を紹介します。

## 大学生が市内企業の課題解決に取り組みました

**令和7年度事業参加者**

- **大学生 29人**
  青山学院大学16人、専修大学1人、静岡県立大学4人、常葉大学8人
- **市内企業 7社**
  （同）P.P.CORPORATION（コーポレーション）、（株）キャリアドライブ、（福）誠信会、（株）石井組、（有）土橋電気、新橋製紙（株）、（株）アーバンゲート（順不同）

### ●5月に2泊3日の合宿を開催

合宿形式のプログラムでは、課題解決に必要なスキルを身に着けるための講義や、企業ごとにチームに分かれ、企業訪問や企業課題の解決に向けたグループワークを行ったほか、共に活動する仲間や企業の人と交流を深めました。

その後、チームごとにオンラインミーティングや企業との打ち合わせを重ねました。

▲合宿でのグループワーク

### ●9月の成果発表会

約3か月に及ぶ取組の成果をチームごと発表しました。

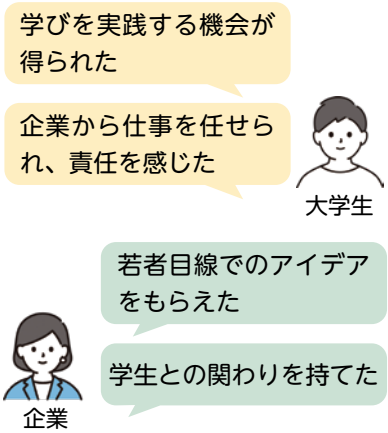


右のような感想が寄せられました。学生との関わりを通じて新しい発想や柔軟な視点にふれる機会が生まれ、参加企業にとっても大きな刺激になったことがうかがえます。

また、地域や世代を超えた交流が生まれることで、今後の連携や新たな展開への可能性が期待されます。

▲成果発表会

## 人材アシストU-30「富士市中小企業等奨学金返還支援補助金」

市では、市内中小企業などで働く若者世代の支援を目的として、中小企業等奨学金返還支援補助金「人材アシストU-30」という制度を設けています。

**対　象**／★従業員の奨学金の返還を支援している市内中小企業等

★補助の対象となる従業員とは、補助金の交付を受けようとする年度の末日（3月31日）時点で、30歳未満の富士市民など

**補助額**／手当として支給した額の9割（従業員1人当たり年10万円上限、1事業者当たり年50万円上限）

詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください

問合せ
商業労政課　雇用労政担当
☎0545（55）2778
FAX0545（55）2971
Eメールsy-syougyou@div.city.fuji.shizuoka.jp